自転車通勤規程

【目的】

第1条 この規程は従業員が所有する自転車を通勤に使用する場合の管理について定め、自転車 通勤者の安全と事故の未然防止に役立てることを目的とする。

【許可】

- 第2条 自転車通勤を希望するものは、事前に『自転車通勤申請書兼誓約書』を提出し、許可を 得なくてはならない。
 - 2 通勤に使用する自転車は防犯登録を必要とする。
 - 3 自転車通勤を行うものは自転車の安全利用に関する講習を受講しなければならない。
 - 4 自転車通勤を行うものは自転車保険や個人賠償責任保険といった第3者への損害賠償を補償する保険に加入することを必要とする。
 - 5 自転車通勤の許可を受けたものには自転車通勤認定シールを発行する。利用者は認定 シールを使用自転車に貼りつけることを要する。
 - 6 自転車通勤が不適当であると会社が認めた場合には、許可を取り消し、以降不適事由が なくなり、本人の再申請を会社が許可するまでの間、自転車通勤を禁止する。

【ルート】

第3条 届出た通勤ルートに限り利用を認めるもので、それを外れた場合には通勤災害の適用を 受けられない。上記の判定は労働保険法に従うものとする。

【法規の遵守と安全確保】

- 第4条 自転車通勤者は、交通法規を守り安全運転を心がけなければならない。
 - 2 走行中の安全を担保するために、乗車前点検を実施し、ヘルメットを着用することとする。
 - 3 会社は自転車安全利用管理者を定め、自転車の安全利用に関する講習および点検整備を実施する。自転車通勤者は、年1回以上会社が実施する自転車の安全利用に関する講習を受講し、点検整備を受けなければならない。

【事故への対処と責任】

- 第5条 自転車通勤者が運転中、通勤途上で人身事故を起こした場合は、被害者の救護を最優 先し、直ちに警察に届け出なければならない。同時に会社へ事故の報告を行い、会社は 必要な助力を行う。
 - 2 自転車通勤の際起こした事故については、対人対物ともに、一切の責任は原則として本人が負い会社は責任を負わない。
 - 3 前項の事故が、本人被害者となる通勤途上災害にあたる場合は、本人の申請により、通 勤災害に係る所轄官庁に対する手続を、会社が代行することがある。

【運転禁止】

- 第6条 自転車通勤者は、次の場合は車両の運転をしてはならない。
 - (1)過労・疾病・睡眠不足のために心身が疲労しているとき
 - (2)車両が整備不良のとき
 - (3)飲酒したとき、酒酔いないし酒気帯び状態にあるとき

【通勤手当】

第7条 自転車通勤をする従業員には、通勤手当を次のとおり支給する。

自宅から会社までの距離	基準金額
2Km 以上 10Km未満	5,500円
10Km 以上 15Km未満	10,000円
15Km 以上 20Km未満	12,000円

- 上記基準金額と、公共交通機関を利用した場合の通常通勤手当支給額の半額と、基準金額のうち低い金額を通勤手当額とする。
- 2 自転車通勤者が新たに自転車保険に加入する場合に、会社は年間保険料に対して 4,000円 を上限として実費分の半額の補助金を支給することが出来る。 なおこの規程は 保険の更新ごとに適用する。
- 3 通勤に使用する自転車の修理費その他一切の費用については、従業員の自己負担とする。
- 4 前項とは別に、会社は自転車通勤者に対して、自転車消耗品の購入補助金を支給する。 年間の補助金額は、10Km未満の場合は商品上代3,000円、10Km以上20Km未満は商品 上代 6,000円とする。なお、期間の計算は4月1日より翌年の3月31日を一計算期間とする。
- 5 距離の計算は会社が指定したルート検索サイト(ナビタイム)を利用する。

【駐輪】

第8条 自転車通勤者は、予め定められた場所に駐輪しなければならない。

2 駐輪場が限られるため、保管できない場合には会社は自転車通勤の申請を許可しない 場合がある。 3 駐輪場を使用する必要がなくなった場合には、その旨を会社に届け出るものとする。

【制限】

- 第9条 自転車通勤は、入社後3ヵ月、新規学卒採用者においては6ヵ月経過をもって選択可能と する。
 - 2 部署異動に伴い勤務地変更があった場合には、異動日より1ヵ月間は自転車通勤は許可しないものとする。また、許可を得るには申請書の再提出を要する。

【支給額変更】

第10条 自転車通勤手当への支給の切り替えは、申請の許可が降りた日を含む給与計算期間の 締日に行われる。

【特別規程:最寄駅までの利用】

- 第11条 最寄駅まで2Km以上ありその間で自転車を利用する場合には、所定の申請により駐輪場代金実費(上限4,000円)の支給を受けることが出来る。
 - 2 上記自転車利用者は本規程第7条1項、2項、4項、第8条、第9条を除くすべての条項の適用 を受ける。

(付則)

本規程は、******より実施する。

自転車通勤 申請書兼誓約書

						申請日	年	月	日	
私			は、自車	云車通勤を	行いたく	、ここに申請	いたし	ます。		
申請	情に際して、	社内規和	星を理角	弾し、以下の	の事項を過	遵守すること	とを誓し	います。	o	
[1]	乗車·走行	に際して	て、法令は	および交通	11世界では、19世界では、19世界では、19世界では、19世界では、19世界では、19世界では、19世界では、19世界では、19世界では、19世界では、19世界では、19世界では、19世界では、19世界では、19世界では、19世界では、19世界では、19世界では、19世界では、19世界では、19世界では、19世界では、19世界では、19世界では、19世界では、19世界では、19世界では、19世界では、19世界では、19世界では、19世界では、19世界では、19世界では、19世界では、19世界では、19世界では、19世界では、19世界では、19世界では、19世界では、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、19世界に、	を遵守いた	します。			
【2】	安全に注意 (1) 睡眠不 (2) 自転車 (3) 乗車に	足や疲! の乗車	労、体調 前点検	不良の際 を実施し、1	には乗車 危険を排	除します。	゚゚ます。			
[3]	届出をした	通勤ル	一トを使	見用します。	o					
[4]	駐輪は定め	かられた	場所を	利用します	ト。途中ま	での場合に	は駐輪	場を利	用しま	ます。
[5]	自転車はF	RPJ取扱	゚゚゚゚゚゙゚゙゚゙゙゙゙゙゚゙゙゙゙゙゚゚゙゚゙゙゙゙゚゚゙゚゚゙゚゙゚゚゙゚゚゙゚゚゙゚゚゙゚゚゙゚゚゚゙゚゚゚゚	のものを使	用します	•				
申請	情条件確認 防犯登録 入社後経過				賠償責	任保険加 <i>力</i> 証券写し被保険者] 日 異動日		引·補償内 月	容)	
通勤	カルート (地區	図コピー添	付可)							
所要	更離/時間			Km /		分				
						-az.≑n				

-	承認					
Γ	月	田	月	日	月	П
ı						
ı						

自転車通勤申請 賠償責任保険加入証明書

日付 年 月 日

月

私 _		は、自転車通勤を申請するにあたり、賠償責任保険に加入しているこ	ことを
ここに	証明します。		
(1	保険証券写し貼り付	け もしくは別紙添付)	
(;	注2) 賠償責任補償の	険種類/保険期間/賠償限度額/保険料 明示のこと D支払限度額は1億円以上を必要とする 法速やかに提出すること	
	1		

自転車通勤 消耗品補助申請書

日付 年 月 日

私	は、自転車通勤規程に基づき、添付の消耗品補助を申請致します	•	
	なお、		
	今年度4/1~3/31の期間で申請した消耗品は上代円 です。		
	今回申請分と合わせて、合計上代は円 となります。		
	通勤距離 どちらかにチェッ 10Km未満 / 上限 3,000円	<i>ا</i> ر	
	10Km超20Km未満 / 上限 6,000円		
		確認	
		月	日

- (注1)領収書と合わせて提出して下さい。
- (注2)金額上限に達するまで複数回申請が可能です。未利用残額は翌年度に持ちこせません。
- (注3) 消耗品とは、自転車を構成する部品を指します。その他に、法令で走行上必要とされる ライト・ヘールを含みます。

自転車通勤 自宅-最寄駅区間利用申請書

日付 年 月 日

私	は、自宅から最寄駅までの区間で自転車を利用した	くここ
申請致します。		
自宅住所 _		
最寄駅	 	Km
駐輪場利用	ありなし	
	料金円 / 月 (最大 4,000円)	
	(領収書添付)	
	→ = - -	
	承認	
	月日月日	

(注) 駐輪場を変更したり、使用を中止した場合には速やかにその旨届出て下さい。

自転車通勤 取消申請書

日付 年 月 日

私	_ は、自転車通勤を取りやめたくここに申請致します。	
理由		

以降の通勤手段につきましては、『通勤経路届出書』を提出致します。

承認 月日月日月日